

# 第1章 伊丹市地域福祉計画（第3次）の改定にあたって

## 1. 地域福祉計画（第3次）改定の背景

少子高齢化が急速に進み社会構造や生活環境が変化する中、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域の人と人とのつながりは希薄化し、社会からの孤立や生きづらさを抱える人は増加する一方、地域福祉の担い手は減少するなど、地域において大きな福祉課題が生じています。また、近年のコロナ禍が地域社会に与えた影響は大きく、問題を一層深刻化させています。

家族や地域での問題解決が困難になる一方、セルフネグレクト、8050・9060問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届きにくいケースや世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースも増えており、従来の制度・分野ごとの縦割りの公的支援等では、地域で課題を抱えている人々に対して十分な支援が行き届かない状況にあります。

このような人々の暮らしや社会構造の変化から、地域社会を構成するさまざまな主体が協働して、ともに支え合う新たな地域福祉の仕組みづくりを推進するとともに、すべての人が互いの人権を尊重し合いながら、自立・自律した社会をめざしていくことが必要となっています。

国においては、令和2年（2020年）6月に社会福祉法が一部改正され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現をめざして行われなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき社会像（理念）として「地域共生社会」が規定されたほか、地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が明示されました。

また、令和3年（2021年）度には地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するための新たな事業として、「対象者の属性を問わない相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

さらに、地域の課題も多様化が進み、虐待やひきこもり、ダブルケア世帯など、様々な複合的な課題を抱えた世帯が増える中、令和5年（2023年）年には、孤独・孤立の予防や孤独・孤立からの脱却等を目的とし、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会をめざす「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。

一方で、令和4年（2024年）3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、「地域共生社会」の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくこととされています。

## 2. 改定の目的

---

本市では、令和3年（2021年）度に、地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、令和10年度までの8年間を計画期間とした「伊丹市地域福祉計画（第3次）」を策定し、第1次計画からの同一の理念である「共生福祉社会の実現」を掲げ、複雑化・多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制づくりに取り組んできましたが、令和7年（2025年）度に本計画の後期を迎えるにあたり、これまでの取り組みの評価を行うとともに、国の法・制度の改革や、社会・経済・地域などにおける構造的な変化、生活・福祉課題の複雑化・多様化などの社会動向を踏まえながら、ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、計画を改定します。

また、「共生福祉社会」の実現に向け、包括的な支援体制整備の具体的な取り組みである「重層的支援体制整備事業」、並びに本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」に関する取り組みを実効性をもって進めるため、「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画とします。

### 3. 計画の位置づけ・計画期間

#### 1) 計画の期間

現行の計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和10年（2028年）度の8年間であり、本改定は令和7年（2025年）度から令和10年（2028年）度の4年間の計画を追補するものです。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
伊丹市 地域福祉計画 (第3次)	第3次 (R3年度～10年度)				追補版 (7年度～10年度)			
伊丹市 総合計画	第6次 (R3年度～10年度)							
伊丹市子ども・ 子育て支援事業計画	第2期 (R2年度～6年度)				第3期 (R7年度～11年度)			
伊丹市高齢者 保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期 (R3年度～5年度)			第9期 (R6年度～8年度)				
伊丹市 障害者計画	第4次 (R3年度～10年度)							
伊丹市 障害福祉計画	第6期 (R3年度～5年度)			第7期 (R6年度～8年度)				
伊丹市 障害児福祉計画	第2期 (R3年度～5年度)			第3期 (R6年度～8年度)				
伊丹市 健康づくり 計画	(R3年度～10年度)							

#### 2) 他計画との関係

「伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられるものです。

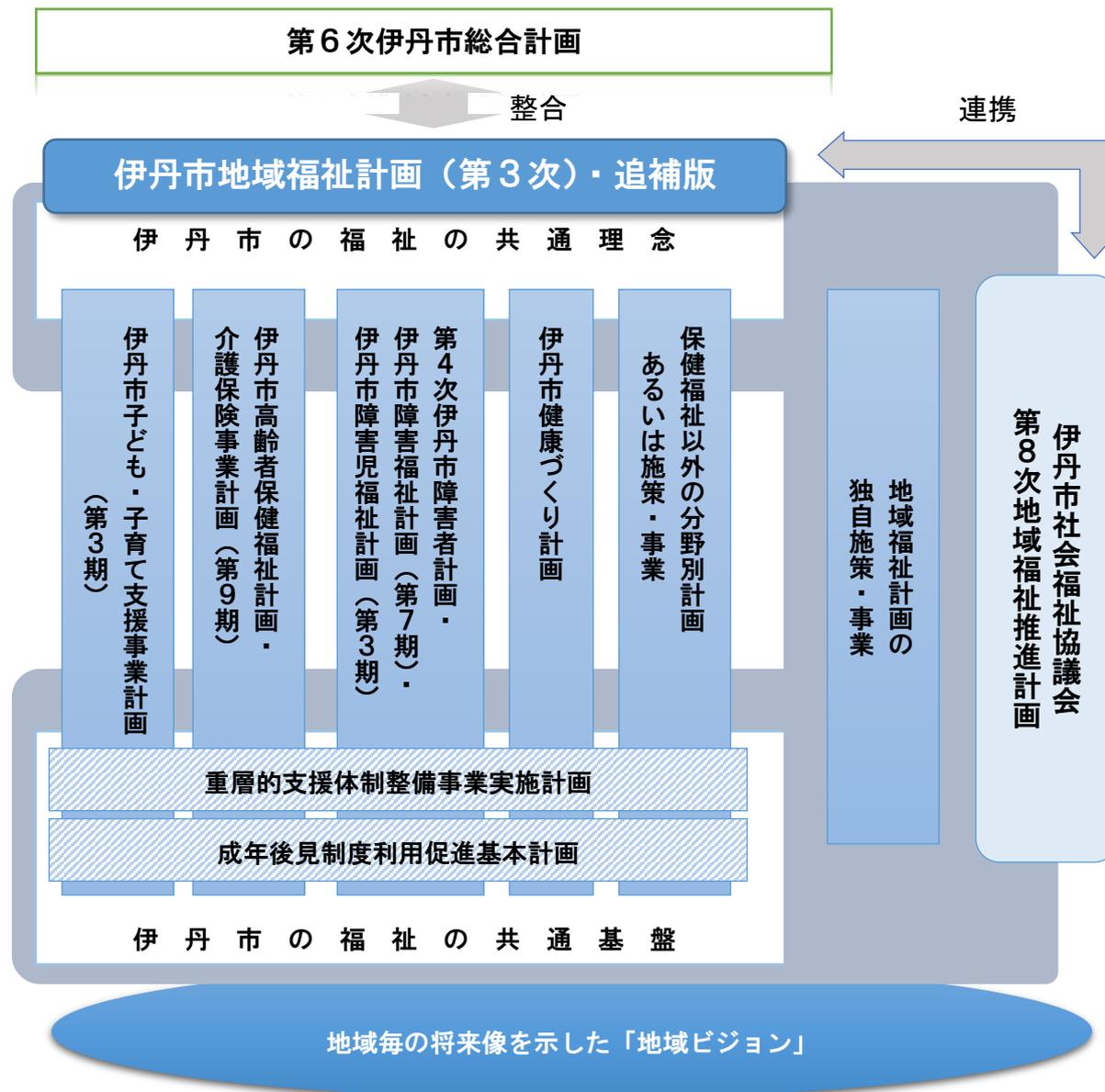
この計画は、「第6次伊丹市総合計画」を上位計画とし、同計画の政策目標、施策目標との整合を図りながら策定しています。

保健・福祉分野の個別計画との関係では、個別計画が対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しているのに対して、本計画では分野別計画の対象者の地域生活を支えるための、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援、分野別計画の制度の狭間の問題への対応、地域福祉に関する活動への市民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しており、本市の福祉の共通基盤を示す基盤計画といえます。さらに、計画の理念である「共生福祉社会」の実現に向け、保健・福祉分野の個別計画とも調和・整合性を図りながら、新たに重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画を盛り込んでいます。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても整合を図るとともに、それぞれの計画の推進にあたっては、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていくことをめざす上位計画でもあります。

さらに、この計画は地域福祉を推進するための行政計画ですが、市社会福祉協議会が策定している「伊丹市社会福祉協議会第8次地域福祉推進計画」と連携する計画でもあり、計画の基本理念である「共生福祉社会の実現」に向けて、市民（企業等を含む）、地域団体、福祉サービス事業者、関係機関などが主体的に、あるいは相互に協働しながら進めていくための基本的指針となるものです。地域づくりの強化と民間連携の促進においては、地域福祉推進計画と協働して推進します。

### 【地域福祉計画と他計画との関係】



## 4. 計画改定の体制

本計画の改定にあたっては、市民公募委員をはじめ、福祉関係者や保健医療関係者、学識経験者等で構成される伊丹市福祉対策審議会に第3次計画の改定に関する諮問を行いました。

伊丹市福祉対策審議会では、計画の改定にあたって専門部会（地域福祉部会）を設置しており、地域福祉部会において、改定にあたっての背景をはじめ、計画内容の具体的な検討を進めました。

また、アンケート調査を通じて、市民の動向・意識、ニーズの把握に努めるとともに、意思決定支援や多機関協働等について専門職の抱える課題を明らかにし、重層的支援体制整備事業や権利擁護支援についての検討を進めました。地域福祉活動の関係者や当事者、学識経験者などで構成される伊丹市成年後見制度利用促進委員会においては、ワーキング会議を実施し、権利擁護支援についての検討を進め、成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けた議論に活用しました。

また、重層的支援体制の更なる推進に向け、包括化支援担当者会議において高齢、障害、児童、生活困窮等の各分野の事業について評価活動を行い、重層的支援体制の強化について協議を行いました。

さらに、計画について広く市民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

アンケート調査	<b>市民アンケート</b> 調査対象：伊丹市在住の18歳以上の市民（無作為抽出） 調査期間：令和6年（2024年）5月16日（木）～5月31日（金） 配布・回収状況：配布数3,000件、有効回収数1,193件（182件） 有効回収率39.8%（6.1%） ※（ ）内はインターネットによる回答数
	<b>専門職後見人支援アンケート調査</b> 調査対象：伊丹市で成年後見人業務を受任している又は受任することが可能な専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士） 調査期間：令和5年（2023年）10月～11月 配布・回収状況：配布数139件、有効回収数90件、有効回収率64.7%
	<b>多機関協働事業アンケート調査</b> 調査対象：市及び社協の令和5年度包括化支援担当者 調査期間：令和6年（2024年）3月13日（水）～3月29日（金） 配布・回収状況：配布数23件、有効回収数13件、有効回収率56.5%
	<b>専門職アンケート</b> 調査対象：高齢者・障がい者・生活困窮等の相談機関 調査期間：令和6年（2024年）2月1日（木）～2月26日（月） 配布・回収状況：配布数91件、有効回収数37件、有効回収率40.7%
ワーキング会議	以下のテーマに関する地域の現状・課題や今後の方向性などについてグループ討議を行った。（令和6年（2024年）5月～6月にかけて開催） 実施時期：令和6年（2024年）5月30日（木）・6月26日（水）に開催 第1回「意思決定支援について～本人を中心とした支援のために～」 第2回「権利擁護の人材育成と意識醸成について」